

平成25年9月定例会 総務委員会（付託）

平成25年10月7日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案につきましては、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

児嶋警察本部長

報告事項はありません。

藤田元治委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

木南委員

先日、こういう新聞記事がございました。県外の話なんですが、人が倒れているという110番通報があって、現場へ急行しているパトカーがバイクと接触事故を起こした。軽微だったので、まず、通報があった現場の処置が済んでから、最初にバイクと接触したところに戻ったと。その記事は、もっともっと複雑な話なんですが、緊急自動車が出動中に途中で事故を起こすというのは、有り得る話です。我々が交通事故に遭遇する、起こすと、こうしなければならないという法律があるわけですが、緊急自動車あるいはパトカーが、110番通報を受けて駆けつけている間に事故を起こした場合、法的にどういうことができるのか、あるいは、県警本部内で、マニュアルあるいは申し合わせ事項などがあるのかどうか、どんな処理が出来るのか、お聞かせいただきたいと思います。

広瀬交通部長

交通事故を起こした場合に、道路交通法上、第72条で「交通事故を起こした車両等の運転者その他の乗務員は、ただちに車両等の運転を停止して、負傷者の救護、危険防止の措置をとり、警察官へ報告しなければならない。」と決められております。緊急自動車が緊急走行中に交通事故を起こした場合に、現場へ急ぐ必要性があれば、その場合は、運転手

は他の乗務員にこれを行わせて、自らはその緊急自動車の運転を続けることが出来るという特例措置がございます。

木南委員

法的にそういう特別措置があるんですね。しかし、こういうことは、現場の警察官が十分に理解してないと、どうするのかという問題があって、非常に悩ましい話だと思うんですが、現場に対しての周知というのはどのようになっていますか。

広瀬交通部長

警察官に対しては、そういうような事態が発生すれば、自ら現場へ行くことが出来なければ、他の車両等の応援を得て行かせるなり、またこの規定に基づいたような対応を指示しております。また、職員の教養につきましては、部内におきまして、緊急自動車に乗車させるためには条件もありますし、また、その職務に就く場合は、緊急自動車の専門的な教養等、県内における、また県外の専門的な機関でも受けさせるように努めております。以上であります。

木南委員

なぜこんな質問をしたかと言うと、議会の度に警察車両の事故報告があるわけなんです。市民県民は、警察官あるいは警察車両についてはパーフェクトを望むわけなんですけれども、不幸にしていろんな報告をお聞きするわけです。そこで、警察本部で、車両の事故率を調べてもらいました。登録車両台数を分母に、事故件数を分子にすると、一般車両の事故率は、4.85%、警察車両は、1.63%でした。実は、心配しながら調べてもらったんです。先ほども言ったように、緊急自動車というのは、非常に緊張した中で赤信号は突っ走るっていうことをさせられる、させられるというよりは、しなければならない状態にある。もしかしたら一般車両よりも事故率が高いんじゃないかなと心配していたんですが、さすがに訓練の賜と言いますか、一般車両が4.85%、警察車両が1.63%ということで、皆さんに敬意を表するわけです。私がお願いして、初めて調べていただいたんで、理事者の皆さんも初めて聞くんじゃないかと思うんですが、何か御意見があったら教えてほしいと思います。

鹿山首席監察官

毎回事故報告させていただいております。ただいま木南委員から調べていただきまして、この事故率に関しまして、私もほっとしております。教養については十分やっておるつもりですが、未だ事故があるという状況で、警察官にとってはやっぱり事故がないというのが基本だろうと思いますので、今後益々続けていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

木南委員

前段でも言いましたように、市民県民は警察車両にパーフェクトを望むのですが、これは非常に難しい。事故を減らすよう、研修もしていただいているんですが、事故報告がある度に、いろいろと顔を曇らすことがあるわけです。しかし、それによって、現場が萎縮しないよう、やはり本来の仕事は懸命に続けてほしいということを、この件についてはお願いをしておきたいと思います。

次に、この度、阿波市議会から「阿波警察署の存続を求める請願書」が提出されました。今まで駐在所あるいは派出所の統廃合が進んできて、次は警察署の統合ということになっている。いろんなところで、説明をお聞きしております。この度、請願書が提出されたので、改めて警察署の統合を推進する理由をお聞かせいただきたいと思います。

河村警務部長

警察署の統合の目的は、あくまでも治安の維持、向上が目的でございます。今般の警察署統合は、県警察が平成16年に策定した「警察署及び交番駐在所の配置と管轄区域の見直し計画」に基づき推進するものでございます。委員御指摘の、吉野川、阿波警察署につきましては、警察官数が50未満の小規模警察署でございまして、現下の治安情勢に的確に対応することが困難である場合があると想定されます。このような状況から、犯罪や悲惨な交通事故の未然防止、迅速かつ組織的な初動対応による犯人の早期検挙、また、地域住民の要望に的確に応えることができるようにするため、警察署の体制を強化し、管内の治安の維持、向上を図ることを目的として、平成26年4月を目途に、阿波署と吉野川署を統合する予定でございます。以上でございます。

木南委員

私は、統廃合については、今までの説明等がありましたから、理解をしているわけですが、これまでも、行政機関等の統廃合だけでなく、民間団体でも経営、倒産などを受けて統廃合をしているわけです。なぜ統廃合をするかと言うと、住民サービスを維持しながら、スリム化、効率化を図ってきたわけです。

部長から話があったように、凶悪犯罪も増えた、振り込め詐欺も増えた、交通事故も多発しているという中で、阿波署と吉野川署、つるぎ署と貞光署の統合があるわけですが、この統合によって、どんな効果が生まれるのかお聞かせいただきたいと思います。

河村警務部長

警察署の統合の効果でございますが、委員御指摘の警察署につきましては、いずれも50人以下の小規模警察署でございますので、これらを統合することによって体制強化を図ることが出来ます。それによって、事件事故の発生時に、また、事故が発生される場合に、警察官を集中的、機動的に運用することが可能となり、事件事故の早期解決を行える、また未然防止をよりよく図ることが出来るというようなメリットがございます。駐在所員の

看守勤務など、本署での他業務への転用が抑制できますので、不在駐在所の解消にも繋がるというメリットがあると認識しております。

木南委員

これは、阿波選挙区選出の議員からいただいた資料なんですが、今部長からお話いただいたように、阿波署が38名、吉野川署が45名なんですね。それを今後、具体的にどうしていこうとしているのか。将来は、2署の管内ですが、今は4署なんでね。阿波選挙区選出の丸若議員からいただいた資料によると、これを私が発表していいのかわかりませんので、この数字はやめますが、この配置はどんなふうに考えておるんですか。

河村警務部長

議員御指摘のとおり、吉野川警察署、阿波警察署の統合につきましては、吉野川警察署に本署を設置する予定でございます。美馬警察署、つるぎ警察署につきましては、美馬警察署に本署を設置する予定でございます。しかしながら、阿波警察署及びつるぎ署におきましては、分庁舎として引き続き警察官を配置して、行政サービスの低下が起きないように十分配慮していきたいと考えております。

木南委員

先ほども言いましたように、行政機関とか、あるいは民間の統廃合っていうのは、効率化、スリム化を図っていくもんですから、人員を減すというのが大前提にあるような気がするんですが、どうも資料を見る限り、そうでもないのかなと思うわけです。分庁舎にするにしても、かなりの人員を配置するというのが原案だろうと思うんですが、そうすると、狭隘なスペースも問題です。老朽化して耐震化という問題もあると思うんですね。そこら辺りを、どんなふうに改良、改善する予定なのかをお聞かせいただきたいと思います。

河村警務部長

議員御指摘のとおり、統合します吉野川警察署及び美馬警察署につきましては、一定の署員が増加することが予想されますので、新たな執務室の整備等、必要最低限の修繕が必要だと考えております。これらの修繕につきましては予算措置が必要でございますので、財政当局と調整の後、統合後行政サービスに支障が生じないように対応してまいりたいと考えております。また、庁舎の耐震化につきましても、検討しなくてはいけないところでございますが、それにつきましては統合後検討してまいりたいと考えております。

木南委員

今ね、地域力っていうことがよく言われております。地域力っていうのは、経済力も非常に大きな要素なんですが、地域力と文化力とを合わせて地域力と言う、こんなことがあるんですが、やっぱり治安力というのも大きな地域力の一つの要素でないかと思うんです。

その辺りの、地域の治安を確保する、住民サービスを落とさない、ということを十分に考えて、当該地域の治安力、地域力の向上を十分に配慮しながら統廃合を進めていただきたいと思います。

次に、数年前にアスティとくしまで、警察音楽隊の四国演奏会を聴かせていただいた。非常に高い演奏技術に感心させていただいたわけですが、この警察音楽隊の設置の目的、どんなふうにしようとしているのか、お聞かせいただきたらと思います。

久次米警務部理事官

音楽隊の設置目的でございますが、本県その他、全ての都道府県警察に音楽隊は設置をされておりまして、本県の音楽隊は、昭和25年12月1日に発足をして、今年で創立63周年を迎えております。設置目的でございますが、音楽隊は、県民と警察を結ぶ音の架け橋として、演奏を通じて警察の存在を身近に感じていただきながら広報活動を行うことを目的として、設置をしております。以上でございます。

木南委員

県民と警察を結ぶ音の架け橋ですか。非常にレベルの高い演奏技術を持ったグループだなあ、音楽隊だなあと思います。こういう組織が音楽隊を持つというのは、多分、徳島では警察音楽隊しかないんじゃないかと思うんです。リーディングホースと言いますか、トップランナーと言いますか、そういう組織というところで音楽隊を持つというのは、非常に有意義なことだと思うんです。そこから県内の音楽グループのアンサンブル指導とか、あるいはパート指導とかをしてもらえるような方が生まれてくれたらありがたいなと思っています。私もね、高校の時は柔道部です。柔道の選手をしてましたけど音楽活動もしてたんです。そのころは、柔道着を持って外に出るのは大手を振って、胸を張って行ってたんですが、楽器はね、隠れて行ってたんです。警察音楽隊の隊員が、練習をするのに、大手を振って行けるような環境にあるのかどうか。そんなことをお聞かせいただきたいと思います。

久次米警務部理事官

ただいまの木南委員の御質問ですが、実は、本県の音楽隊員は楽長以下28名の体制で活動しております。そのうち、警察職員が13名、非常勤嘱託員が15名でございます。警察職員の隊員は、演奏の練習でありますとか、出動に当たりましては、各所属から派遣をされておるところでございます。ただいま委員から御指摘ございましたが、隊員が気兼ねなく、練習や出動に積極的に参加できる環境づくり、それと併せて隊員の士気高揚を図るということは大変重要であると認識をしております。県警察におきましては、隊員を警察本部でありますとか、あるいは徳島市内、その近隣の警察署に配置をして、課とか係につきましても、勤務形態とか業務量、これを考慮した人事配置をすることによりまして、隊員本人、それから隊員が不在になった後の他の職員の負担軽減を図っているところでございます。

それから、上司、同僚の理解と協力がですね、一層得られますように、部内に向けても音楽隊の活動ぶり、これを機関誌等で紹介するなど、隊員が積極的に参加しやすい環境づくり、これに配意しているところでございます。さらには、表彰でありますとか昇任試験、これにおける処遇にも配意するなど、職員の士気高揚にも努めているところでございます。

木南委員

音楽隊は、キャンペーンやパレードに出て、多分これは公務だろうと思うんですが、いろんなところで活躍をしているんですが、いい音楽を聴く、いい音楽を演奏できるというのは、県民にとっても非常にありがたいことなんです。本部長は柔道をずっとされていたとおっしゃいました。柔道も剣道もそうなんですが、音楽もいい演奏をしようと思えば、毎日の練習が非常に大切なんですから、そんな環境も作ってほしいと、そんなことを思うわけであります。今、音楽隊は「県民と警察を結ぶ音の架け橋」と、こんなふうに言ってもらいました。平成25年度の警察の運営方針「県民とともに歩む力強い警察」というのを拝見しました。県民とともに歩むというのを、いろんなパフォーマンスであるとか、腹話術であるとか、寸劇であるとか、時たまテレビで見せていただくことがあるんですが、非常に大事な事かなと思ってます。多分、全くのプライベートな訓練でないかなと。警察官が応援して、寸劇をやれ、あるいは腹話術を練習せいということではないと思うんです。県民と警察官、警察を結ぶというのは非常に大事な事であろうと思います。こういった方の後押しをしてやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

久次米警務部理事官

ただいま委員からお話しがありましたように、警察におきましては、従前からですね、交通事故防止でありますとか、あるいは振り込め詐欺の被害防止等の目的で腹話術でありますとか、あるいは寸劇、漫才など、それぞれ創意工夫を凝らした広報活動、これを展開をしているところでございます。委員御指摘のとおり、これらの活動を多くの県民に周知して、その活動に取り組んでいる警察職員の努力が報われるように、やっぱり組織を挙げてバックアップしていくことが必要だと認識をしております。警察におきましては、こういった創意工夫をして好評を得ている広報活動、これにつきましては、引き続きマスメディアへの情報提供等によりまして、広く県民への周知を図ってまいりたいと考えております。それから、関係所属と総務課の県民広報室がより一層連携いたしまして、各種行事の主催者への働きかけを行うなどいたしまして、活動の場を増やしていくとともに、そういった取り組んでいる職員に対しての積極的な表彰を行うなどいたしまして、地道な活動に取り組んでいる職員の士気高揚を図っていく、そういったことで、バックアップしていきたい、このように考えております。

木南委員

以前、警察官のヒューマンエラーをできるだけ少なくしようよっていう話をしたと

思います。それはもちろんなんですけれども、やっぱり萎縮しないようにしてほしい、あるいは県民に信頼できる警察組織を作るために努力してほしいなと思っております。先ほども言いましたように、地域力の向上、治安力ってのは欠かせないことなんです。そんなことも含めて、皆さんに御期待申し上げて質問を終わります。

北島委員

私からは、来年の春、第25回全国「みどりの愛護」の集いが鳴門の総合運動公園において開催されるとお聞きしておりますが、この式典に対する警察の警備の方針等々につきまして、ちょっとお伺いしたいと思いますので、式典の概要をまずお聞かせいただきたいと思います。

西岡警備部長

ただいま委員御指摘ございました、第25回全国「みどりの愛護」の集いにつきましては、先般も2月4日に知事が定例会見で発表されたところでございます。主催につきましては、第25回全国「みどりの愛護」の集い実行委員会、これは国土交通省と県と鳴門市が共催するわけでございます。それから、開催時期につきましては、4月15日から5月14日までの「みどりの月間」、これを中心といたしまして、毎年開催されているものでございます。開催目的につきましては、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことということでございます。参加人員につきましては、全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体等約2,000人ということでございまして、みどりの愛護功労者表彰、あるいは記念植樹等が行われるものと承知をしてるところでございます。以上でございます。

北島委員

毎回ですね、この式典には皇室の方が御在県される式典となっておりますが、この式典については皇太子御夫妻がお見えになられると聞いております。その件で、去る9月20日に、県警が今月1日付で発令をされまして、この警備に対する人事異動が発表されましたが、この式典に向けてのどのような形態で各種警備対策にあたられるか、その辺の方針等についてお聞かせいただきたいと思います。

西岡警備部長

ただいまの御質問でございますけれども、皇室関係者の出席状況につきましては、委員御指摘のとおり、例年皇太子殿下が御出席されております。本年、三重県で開催されました全国「みどりの愛護」の集いの式典には皇太子殿下が御臨席されております。しかしながら、来春の集いへの御臨席については、まだ正式決定しているわけではございません。この辺りは、いずれかの皇族の御臨席が予想されておりますけれども、正式決定しているものではないことをまず御理解をいただきたいと思います。それで今御質問ございました、

10月1日にですね、新聞でも発表いたしました、その体制を確立させたわけでございますけれども、県警といたしましては、警察本部長を長といたします徳島県警察警衛警備準備本部、これを設置いたしております、それでその事務を担当するセクションといたしまして、警衛警備対策室を発足いたしております。当然、皇室関係者の御臨席を想定した所要の体制ということで、確立したところでございます。ただ、現時点におきましては、日程とか御順路等、これが未定でございます。したがって、会場周辺でありますとか、あるいは、沿道周辺におきます警備等、様々な対策がございますけれども、まだ現時点では具体的な対策が決まっているわけではございません。以上でございます。

北島委員

今年は、去る5月18日に三重県の熊野灘臨海公園において、第24回全国「みどりの愛護」の集いが開かれましたが、これは皇太子殿下が御臨席の上で、全国から800人の関係者が集まられたと聞いておりますが、様々な催し物が行われました。その際の、あつてはならないですけれども、不法事案とか各種事故の発生状況とか、もしそういうことがありましたら、一つ来年の参考のためにお聞かせいただきたいと思います。

西岡警備部長

本年開催されました三重県での全国「みどりの愛護」の集いも含めましてですけども、過去におきましても、全国「みどりの愛護」の集い、これの式典については、妨害事案でありますとか、事件事故、そういったものについての発生は聞いておりません。

北島委員

あつてはならないということで警備をされる方々はいろいろ苦心されると思いますけども、皇室の方々は本当に県民とのふれ合いとか親しみやすさということを考えられて行動されてますんで、その辺もかなり相反することで難しいところもありますけれども、その辺についても今後よく検討されて、過剰警備にならないように一つお願いしたいと思います。これも毎回なんですけども、皇室の方が御在県されるということになりますと、その都度っていいですか、皇室に反感を持っておられる方が中にはおられるわけございまして、そういう過激派の妨害活動とか、また、今年だったですか、4月にはアメリカのボストンマラソンで連続爆破事件、あるいは、テロ事件等々が起こりましたけれども、そういうことが起こらないような対策、そういうことについても、これから県警察の警備方針をですね、決意について一つお聞かせをいただきたいと思います。

西岡警備部長

先ほど御説明いたしました、過去において、全国「みどりの愛護」の集いに対する直接的な妨害事案等はなかったという御説明いたしましたけども、とはいえですね、過去において他の行事、皇室に関する行事ですね、これについては、何件かの妨害事案、これが発

生しております。現在、こういった反皇室、こういったものを訴える団体、あるいは個人が存在しておるのは現実でございます。したがって、警察といたしましては、このようなテロ情勢、こういったものを踏まえまして、今委員御指摘ございましたように、基本的な考えといたしましては、やはり皇族の御身の安全確保と併せて、歓送迎者の雑踏等による事故防止、これの観点からですね、不測の事態がないよう、必要な措置を講じて万全の警備をやっていきたいと考えておるところでございます。

北島委員

この集いにつきましては、先ほど目的もおっしゃっていただきましたが、都市の緑化意識の高揚を図ると、また、緑を守り育てる国民運動を展開、推進すると、引いては徳島県が目指しております、環境首都・先進徳島、これの実現に向けて大きな弾みになる祭典でなかろうかと思うわけですが、今後、あと半年先に迫りましたこの式典に対して、警衛警備をはじめとする各種事故の防止に万全を期していただきたいと思うわけでございます。ちょうど、私が6年前に県議会議長に就任いたしましたときに、全国国民文化祭が徳島県で開催されました。この時には、皇太子御夫妻がお見えになられまして、二泊三日の行幸をされましたときに、私も空港からお出迎えをさせていただき、また、二泊三日の間ずっと宿泊も一緒のホテルということでございましたので、終始御夫妻に随行させていただいた経験から言いますと、本当に、県民の皆さんとのふれあう機会、そういうことをすごく希望されております御夫妻でございましたので、やはり先ほども申し上げましたけれども、やはりできるだけ県民と皇室の方が近い距離で、歓迎の県民の気持ちをですね、皇室の方々にも感じていただき、また、そういうものを徳島県のこういうふうなこと、おもてなしっていうもの、こういうような気持ちも皇太子御夫妻にもお持ち帰りいただいたらと思いますので、この点につきまして、県警察はもちろんでございますけれども、これは県挙げて、県民挙げての式典というふうにしなければ目的が達成できませんので、あといろんな知事部局の、また教育委員会も含めて、全県挙げて素晴らしい式典となりますよう御期待御祈念申し上げまして、また、県警の御努力を御期待申し上げまして、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

大西委員

時間もあまりありませんので、簡潔に質問したいと思います。

事前委員会で、運転免許センターの移転に伴う地域住民の負担軽減について質問しましたが、関連する質問がございますので、ちょっとお尋ねします。

現在、大原町の運転免許センターは、徳島市が一般風水害の避難場所に指定しております。以前、夜間に集中豪雨、ゲリラ豪雨で、地域の方が、避難場所である運転免許センターに避難したら鍵が閉まってたことがありました。その後、申し入れをして、改善をしていただき、夜間でも、休みの時でも、インターホンで鍵を解錠していただく、こういう体制にさせていただきました。しかし、来年1月からは運転免許センターは松茂町に移るわ

けです。そうしますと、現在の運転免許センターの一般風水害の避難場所としての指定はどうなるのか。これは、徳島市との関係ということになると思いますが、どうなるかということ。

老朽化しているので、一般的には、経営戦略部管財課に返して、そちらで処分するみたいな話だろうと思うんですが、警察としてはいつまで管理運営をされるのか、その間、住民はどうすればいいのか。住民はそこしか逃げるところがありませんし、他に公的な施設ありません。運転免許センターは移転しました、指定ありません、警察も関係有りません、閉鎖します、玄関は釘付けして誰も出入り出来なくしますよ、これでは困るんですよ。周辺の住民の皆様方が困らないような、飛ぶ鳥跡を濁さないような県警の処置をしていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。

竹内会計課長

委員御指摘のとおりでございます、大原町の運転免許センター、これにつきましては、市内の勝占地区におけます集中豪雨、崖崩れなどの一般災害発生時の一時的な避難場所として指定されているところでございます。避難場所の指定につきましては、これも御指摘のありましたとおり、災害対策基本法に基づきまして徳島市が指定しているものであります。運転免許センター移転後の避難場所につきましても、徳島市において決定されるべきものでございます。ただ、現在免許センター移転後におけるこの地区の避難場所の指定に関しましては、すでにこれまでもですが、また現在も徳島市と協議を進めているところでありまして、今後も引き続き協議を行う中で、徳島市において適切に対応がなされるものと認識いたしております。

大西委員

徳島市が指定するので、今後も協議を続けて行きますということなんですが、通常は半年とか1年は、現在管理してる部署がいろいろ残務整理とかがあるんじゃないかならうかと思うんですよ。その間、徳島市と協議はしていただくということなんですが、その協議の時にも、県警本部として積極的に、一般風水害の避難場所として、引き続き、あと半年くらいは、あと1年くらいは指定していただいても結構ですよ、県警本部も協力しますよとかいうのが、住民本位というか、住民の立場に立ってる気がするんですけども。そこら辺は、協議ですから、どうなるか分かりませんが、県警としても災害時に供用していただくと、使っていただくという方針で、徳島市とも協議し、管理運用していただきたいなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

竹内会計課長

その移行の時期と移管というのも含めまして、徳島市の防災計画の中で指定されることのでございますので、地元の方への対応につきましては、徳島市と十分に協議してまいりたいと思います。

大西委員

実際に使っていないビルをどうするかという話ですから難しいのかもしれませんが、難しいことだから委員会でお願いしてるというか、是非とも、半年でも、1年でも、不都合がないような形でやってもらいたいなあと、こういうような想いです。児嶋本部長も受け止めていただきましてね、別に御答弁は要りません。現時点では多分これ以上の答えはないと思います。徳島市と協議していただいて、積極的に使っていただけるものなら使っていただくと、施錠しますから、鍵をどうするかとか、そういったことも是非とも柔軟に対応していただけるようお願いしたいと思います。

それから、もう一点は、徳島東警察署の建て替えの件です。少しずつ進展をしておりますが、児嶋本部長さんから、今後、建て替えについての、移転改築についての基本構想を作っていただけるというお答えいただきました。本会議、委員会でも、初めて具体的な単語、用語が出てきたんではないかなということで、私は良かったかと、言葉が出てくると、次々と進んでいくんではなかろうかと期待しておりますが、一つだけ不満があるんです。基本設計ではなく基本構想、構想としていわゆる提言を踏まえて、こういうような警察署を作らなきゃいけないという構想を策定されるということなんです。策定していただくということは評価するんですが、残念ながら、いつまでにやりますということがないんですよね。なかったんです、本会議では。

せっかくですから、この付託委員会でお訊きしておきますけれども、やはり基本構想を策定させていただきますって言うんだったら、いつくらいまでに策定されるのですか。この基本構想が早くできれば、早く建て替えに結びつくんじゃないかなという気がして、地元の住民としてはできるだけ早くこの基本構想を作ってもらいたい、発表してもらいたいと、こういう気持ちでございます。具体的に、時期的なこととして、何年何月というようなことでなくても結構ですから、一つの目安というものを、ちょっと明示していただきたいと思います。

児嶋警察本部長

基本構想については、来年度中には作りたいと考えております。

大西委員

わかりました。はっきり「来年度中」ということでございますので。希望としては今年度中という気持ちがあったんですが、もう10月ですから難しいとは思いますが。それで、何回も言うようですが、自民党さんの言う「国土強靱化計画」、私達の言う「防災・減災のためのまちづくり」、こういった災害等の予算を使ってでも、いろんな手を打って、そして、場所も考えていかなきゃいけないと思うんです。来年度中に基本構想を策定し、できたらその中に立地なんかも盛り込んでいただきたいと、こう思いますので、これは御答弁はいりませんが、是非ともそういう基本構想にしていいただきたいと要望しておきます。

よろしく願いいたします。以上です。

森本委員

最近、歩いていても、車の運転をしていても、スマートフォンを見ながら自転車で走ってくる中高生を異常なくらいよく見かけます。こちらが車で走っているときも、右側から突進してくる子がおるし、夜も無灯火でスマートフォン運転というのが非常に多くて、昨日も私散歩しとって当てられそうになりました。これからの自転車事故、また交通事故の中で、非常に重要な部分を占めてくるんじゃないかなと思っております。車の携帯の取締りというのは非常に厳しくやられておるわけなんですけども、スマートフォン、車でスマートフォンというのはいくらなんでもないと思うんですけども、自転車のスマートフォン運転というのかな、これの取締り状況、あるいは事故の状況を、もし把握をされていたらちょっと教えてもらいたんですが。

広瀬交通部長

自転車乗車中にスマートフォンや携帯電話を使用することは道路交通法で禁止されております。自転車のスマートフォン使用中の事故件数でございますが、人身事故でございますが、昨年、平成24年中は1件でございました。自転車に乗った24歳の女性、大学院生が、画面を注視中、車と出会い頭に衝突して軽傷を負っております。本年8月末現在1件発生しております。これは、自転車に乗った14歳の男子中学生が、スマートフォン使用中に車と出会い頭衝突し、軽傷を負っております。なお、物件事故につきましては、このスマートフォン等使用中の事故については統計を取っておりませんので、事故件数については、現在把握できておりません。以上でございます。

取締りの状況でございますが、非常に危険な行為でございますので、違反者に対しましては警告措置を行い、警告に従わず違反行為を継続した場合においては、交通の危険を生じさせたときは検挙するということにしておりますけれども、現在のところ、警告措置のみで違反検挙はございません。なお、本年8月末までに、スマートフォン等の使用の違反者に対しましては、通称「イエローカード」というもので、警告書でございますけれども、警告書562枚を交付して警告を実施しておる状況でございます。以上です。

森本委員

違反件数は非常に少ないんですけども、警告はしとるでしょ、かなり。私もだいぶ目撃をしたことがありますよ。

広瀬交通部長

警告は、562件でございます。

森本委員

これが大事なんであってね、そういう1件ですとか、そういう答弁では困るんよな。この警告の多さっていうのが非常に大事なわけですよ。それだけ現認しとるわけですよ。この警告件数というのは、去年と比べてどんな感じですか。

広瀬交通部長

警告件数については、年々減少というような状況でございます。

森本委員

いやいや、だから、数字訊いとるわけだよ。

広瀬交通部長

スマートフォンだけの警告件数につきましては、現在のところ資料を持ち合わせておりませんが、自転車全体に対する警告件数につきましては、昨年が8,532件、本年8月末現在で5,867件という状況でございます。

森本委員

かなり警告件数が激減しとるなと思うんですけども、スマートフォンの普及率は、増えることはあっても減ることはないですね。ますますこれから危なくなってくるんじゃないのかなと思っております。自転車の乗り方については、今までも学校と非常に連携を図られてるということを聞きましたけども、こうしたスマートフォンを見ながらの運転について、学校の当局者とお話されたり、対策を立てられたことはあるんですか。

広瀬交通部長

学校との連携でございますけれども、これにつきましては、平成19年5月1日から、県教育委員会との協議に基づきまして、学校等への通報制度を運用しておるところでございます。この通報制度の内容ですけれども、先ほど申しましたイエローカードを交付した件数、内容について毎月1回文書で学校へ通報しております。この通報に基づいて、学校当局等におきまして、交通安全指導等していただいているものと承知しております。

森本委員

イエローカードの件数の多い学校はおそらくスマートフォンで見ながら運転しよったとか、そういう警告も当然多いと思うんですけどもね。県警から学校当局に対し、例えば高校の場合、イエローカードの通告、お宅の学校は何件でした、というのは校長に対して通告をしとるはずなんですけどもね、この数字というのはやはり学校毎にたまには発表したらええんちゃいますか。

広瀬交通部長

学校名の公表につきましては、青少年の健全育成という観点等から、慎重に対応すべきだろうと認識しております。しかしながら、そういう通告する以前に出来るだけ学校当局等に対しまして、交通安全指導等をお願いするし、またこちらの方でも街頭活動等で指導取締り等を協力に実施したいと考えております。以上であります。

森本委員

私は、逆に健全育成を考えるから、学校名を発表した方がいいんじゃないかなと。静岡県で問題になった、全国学力テストの成績に校長の名前入っているのとはまた全然違うんや。人間としての基本的なマナーの部分だから、イエローカードの多い学校というのは校長の責任は大なんよね。西署管内は、ものすごく多いんじゃないですか。校長の責任はすごく大なんですよ。そして、各学校には、こういう子ども達に教育をする担当教諭が絶対おるはず。そいつの責任でもあるわけ。私は一般質問で、人事評価制度について質問したけれども、教師がそういう子ども達の躰というかな、交通安全教育というのを非常に怠ってると思うんよね。本気になってしたら絶対増えるわけないもん。学校によってそんなに差が出るわけないし、おそらく校長、あるいは担当教諭の責任というのは非常に重大だと思うしね。たまには学校名を出すべきと思うな。国語が何点とか、ほんな話じゃないからね。社会の中で大切な問題なんよね、高校生としても。例えば、前からスマートフォン見ながら来たやつを出会い頭ではねたら、ドライバーだって気の毒ですよ。そういう危険性がこのごろ非常に高いから、こういう質問をしたんであってね。やっぱり学校には言ってます。メモも名前も言えませんでいうのでは、はたして県警と学校がどんな真剣な話し合いをしとんかなと私は疑うわけね。ある学校の例えば下校時の正門のどこ見たって、自転車の乗り方が教育されとるなんて欠片もないような学校もあるわけよね、私がしょっちゅう見かける学校なんですけども。それはやっぱり校長の責任でもあるし、安全教育担当してる教諭、生活指導の先生かなんか知らんけどね、その人事評価っちゅうのは非常に大事な部分がありますからね。私はやっぱり、子どもがどうのってことじゃなしに、そういった教員の資質向上のためにも、学校名を出すべきだと思うんだけど、本部長どうですか。

児嶋警察本部長

学校名の公表については、教育委員会との関係もありますので、慎重に対応すべきだと私は考えていますが、ただ自転車のマナー向上っていうのは大事であります。これは地域全体で行っていく必要があると思いますので、学校というより、警察署別の、自転車のスマートフォン使用の違反、これを含めた警告の件数を発表するとか、そういうような方法もあるかと思っておりますので、そういうことを検討してまいりたいと思います。

森本委員

やっぱり、今、本部長さんが言われたように、非常に私は重大な問題と思うんよね、交

通マナー，これから自転車乗って，ほんで将来あと1年，2年，3年もしたらみんな車の免許証も取るわけですからね。そういう意味でも，やっぱり安全教育というのは高校時代から徹底をしていていただきたいな。そしてまた，警察の現場の方が一生懸命警告をしたり取締りをしてもらって，学校で全然やってないんであればね。これ知りませんよ，どのくらいしとるか。でも，現状を見る限り，学校が真剣に取り組んでいるとはとてもじゃないけど思えない。今の状況見たらね。だからやっぱり，警察が一生懸命取り締まる部分と，高校の先生達の指導の間に，大きな乖離があると思いますんでね，やっぱりもう少し連携を密にして，厳しく教育委員会に対して警告なり指導をしていただきたいなと。子どもを指導するのと同じように，教育委員会の教員達の指導もよろしく願いをして終わります。

黒崎委員

私からは，10月2日の本会議で一般質問させていただいた老人施設の件でございます。次の日に，嘲笑うかのように，有料老人ホームの業務上横領の件が新聞報道されましたし，ちょっと前から警察もお調べになっていた感じがいたします。

このことについて，概要をお教えいただければと思います。

松岡刑事部長

お答え申し上げます。本件の事案でございますけれども，被疑者は犯行当時，板野郡松茂町所在の老人ホームの運営会社の代表取締役，兼同社の運営する同町所在の有料老人ホームの事務長を兼務しておりました。同施設の経理，業務の全般を統括していた者でございますけれども，この者が80歳代の女性の入所者から預かっていた貯金通帳を使用し，平成25年7月中旬頃，2回にわたりまして，現金合計265万円を払い戻して横領した事実によりまして，10月3日に，業務上横領罪で通常逮捕したものでございます。なお，この事案につきましては，同施設の関係者から届出がございまして，その届出によりまして，他の入所者の被害も含めて，被害総額は約数千万円にのぼっておるという話でございますので，県警といたしましては，事案の全容解明に向けて捜査を進めているというところでございます。

黒崎委員

これはまだ捜査の途中ですよ。途中なんでそのうちいろんなことが分かってくると思うんですけど。この老人施設には，痴呆症の方がかなり入居されており，預金通帳預けたり，あるいは印鑑を預けたり，現金の出し入れを任せているという状況です。入居するときに，現金の移動は任せるよといった契約書のようなものは，交わしたりするんでしょうか。わかる範囲でお願いします。

松岡刑事部長

御質問でございますけれども，警察といたしましては，その施設毎によって対応は変わっ

ておるといことでございますので、今御指摘のございましたように、入所の時にそういう承諾書をとるといところもあるだろうと思いますし、その個々具体的にどういう形で管理されているのかというのは承知しておりません。

黒崎委員

はい、わかりました。個々の施設によって違う、なるほどと思います。ただ、これは大変問題があると思いますね。私の家でも、認知症になりかけの人を1人、ある施設で面倒を見てもらっています。たまたま施設が隣町ということもあって、毎日家内が行って、いろいろ面倒見ておりますが、県内にこういった例っていうのは他にあるんでしょうか。あるいは、こんな事件が何年か前にあったとかいう事例はありますか。

松岡刑事部長

過去の事例でございますけども、今回ございましたような、老人ホーム等におきます入居者の所持金を横領するという事件につきましては、過去数年間、10年近くでございますけれども、そういうのは認知しておりません。ただ、入所者の預金等を横領したものではございませんけれども、昨年9月に、三好郡内の特別養護老人ホーム、ここの経理担当職員が施設の預貯金、これを数十回にわたって横領いたしまして、約6,500万円の払い戻しを受けたという事案がございましたので、対応いたしておるところでございます。

黒崎委員

6,500万円ですか、すごい数字ですね。たまにこんなことが起こるのはしょうがないんじゃないなくて、やっぱりおかしいですよ。こんなことが起こること自体、本当におかしい、制度上何か問題があるのではないかなと思ったりするくらいでございますが、ここでこの話をしてもしょうがありません。ここ1、2年の間に、老人施設の中でいろんな問題が起こっております。いちいち言いませんが、こういうことについて警察はどんな見解をお持ちなのか、お聞かせいただければ。

松岡刑事部長

お答えいたします。委員から御指摘がございましたように、入所者の財産というものは、その施設等で適正に管理されるものと考えておるところでございます。県警といたしましては、これらの施設に関する届出、あるいは相談、こういうものがございましたらば、具体的な事実に基づいて、法と証拠に基づいて適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

黒崎委員

業務上の横領っていうのは今までなかったと、今回初めての例だということでございますので、これを機に、徳島県の担当部局にでも、いろいろお話もせないかなんと思っています。

るんですが、県警としても、何か対応というか、そういったことも、少しお考えいただけるようなことがあれば幸いかなと。あるいは、担当部局の方とお話をしていただけるようなことがあれば幸いかなと、このように思います。それが1点。

それと、先ほど森本委員からスマートフォンの話が出ましたけれども、私も危ないと、交通事故になりやせんかと思うようなことがありました。世の中の女性を敵に回すわけではございませんが、前の車がなかなか走らんなどと思ってようよう見ておったら、どうも運転しながらお化粧をされてる方がたまにおられるなど。危ないなと思うんですが、これで、事故が起こった事例ってのは、ございますでしょうか。

広瀬交通部長

前方不注視での事故、原因等いろいろあるとは思いますが、化粧していたというようなそのものは私も聞いておりませんが、それに近い何か脇見とか、あるいはハンドバックの物を取り出そうとしたとか、そういったことが追突の大きな原因となっているところでございます。以上でございます。

黒崎委員

これは、まだ表に出てないだけで、至る所であるんじゃないかなって思うんです。ほとんど毎日のように見かける形状でございますんでね。

（「それ、先生こそ脇見運転ちゃうん」と言う者あり。）

脇見運転ではございますが、頻繁に起こっておることで、こういうことも、職場ですか、あるいは家庭内ですか、エリアですのかってこともあるとは思いますが、これも事故の原因としてその可能性があると思いますので、十分にお考えいただいて、対応していただきたいなと思います。

交通のことで、あともう一点。先日、新聞で見た「ゾーン30」について少しお尋ねします。私は、「ゾーン30」というのは、時間を決めて、そのエリアだけを30キロ規制すると思ってたんですけど、終日30キロに規制するということでございました。私が新聞を見たのは、ちょうど秋の交通安全運動が始まった頃だったと思います。沖浜辺りで始められたということで、もう1か月くらいになると思うんですが、地元での対応はどうでしょうか。

広瀬交通部長

この「ゾーン30」につきましては、警察庁と国交省の指導によりまして、全国的に生活道路あるいは通学路を含む地域での交通事故抑止のために30キロ規制ということで推奨されておるのでございまして、本県におきましても、標識等、あるいは公安委員会の30キロ規制の意思決定を取りまして、8月23日に実施の運びとなっております。実施にあたりましては、やはり地域の方の理解も要りますし、また、道路管理者との協議が必要でございまして、そこら辺を含めまして、地域から大きな反対もないということで、実施する運びとなったところでございます。以上であります。

黒崎委員

ほぼ1か月くらいになると思うんですけども、地元の方から何か改善してほしいとか、警察から見て、こうした方が良くないとか、と思うことってあるんでしょうか。どうしてこういうことを聞くかというと、県内で十数か所を対象にしたいということでございますので、現在、行われているところは、どんな状況でしょうか。

広瀬交通部長

実施して1か月余りが過ぎておりますけれども、現在のところ地域からこれといった苦情あるいは意見等はございません。以上の状況です。

黒崎委員

実施するとすれば、想像ですけど、小学校であったり、歩行者を中心に考えての対応だと聞いておりますが、だいたいこういった箇所を対象にするのか。その辺をお聞かせいただけたら。

広瀬交通部長

主な対象地域は、住宅地域と生活道路、あるいは通学路を含めた小学校周辺であり、そこでの交通事故防止が目的でございますので、そういう視点から、事故の発生が懸念される道路や、近道のために生活道路に入ってくる車両の速度を落とす必要がある場所等を選定して、今後とも実施していきたいと考えております。以上でございます。

黒崎委員

ついこの間も、通学中に悲惨な事故が、交通事故が起きましたね。「ゾーン30」の効果は必ず現れると思います。地元の方と十分御相談をしていただきまして、朝の通学、通園で幼い子が交通事故の巻き添えになったりしないように、是非とも推進していただきたい。このようにお願いを申し上げます。終わります。

喜多委員

先ほど、木南委員さんからも出ました、警察音楽隊については、地元の津田の六右衛門まつりにも、ずっと来ていただいております。もう二十数回になりますが、いつも素晴らしい音楽を10曲前後演奏していただいて、警察官が制服で来てくれるだけでもビシッと締まるのに、その上に素晴らしい音楽です。これからもずっと来ていただけるように要望しておきたいと思っております。

それで今日は、今年の阿波踊りに「しらさぎ連」というのが復活したとお聞きしております。私も、何日か桟敷にいたんですが遭わず終いでしたが、聞くところによると、市役所前で交通安全とか、いろいろなキャッチフレーズをPRされたとか。私は「しらさぎ

連」の踊りは見ておりませんが、たぶん一所懸命練習されて素晴らしい踊りだったんだろうと思います。市民、県民、そして県外から来た人も、プラカードや横断幕を見て、交通安全に気をつけなければいけないと思ったと聞きました。

今年、十何年ぶりに復活された「しらさぎ連」について、簡単に結構でございますので説明をお願いします。

河村警務部長

委員御指摘のしらさぎ連につきましては、県警職員及び家族により編成される阿波踊りの連でございます。平成4年から15年まで徳島市阿波踊り大会に参加しておりましたが、平成16年、業務の都合により、それ以降活動しておりませんでした。本年4月、警察本部警務部の若手職員が中心となりまして、企画、立案の向上、また、効果的な広報啓発活動を目的としまして、10年ぶりに復活をしたものでございます。その連が結成された後、若手職員は、踊り子の募集であるとか、浴衣のデザインであるとか、踊りや鳴り物の練習等の準備を進めまして、委員の御指摘のとおり、8月14日、約100名程度の踊り子が、有料演舞場等の前で阿波踊りを披露しながら振り込め詐欺被害防止であるとか、交通安全について広報啓発をしたものでございます。

喜多委員

スタートするにはお金もかかるし、浴衣も新調したようでありますし、鳴り物とかも含めて、100名に上る連員ということで、やはり見ている人に心引き締まるものがあつたんではなかろうかと思っております。折角復活したんですから、続けてほしいと思っております。また、先ほどから申し上げております警察音楽隊のように、いろいろなイベントで、交通安全や詐欺防止などを訴えるということは、大変大事なことでないかと思っております。そういう中で、これからしらさぎ連をどのように活用して、多くの県民市民に訴えていくように考えておるのかお尋ねをします。

河村警務部長

委員から大変温かいお言葉をいただきましたとおり、県民の方からも大変好評いただいていると認識しております。今回、しらさぎ連を復活した若手職員は、来年の徳島市の阿波踊り期間だけではなく、それ以外にも、高齢者の方が集まるイベント等に参加して、広報啓発活動をする 것을検討しております。県警本部としましても、若手職員のこういう自主的な活動について支援してまいりたいと考えております。

喜多委員

できれば続けていただきたいし、事故が増える中、交通安全の啓発は大変だろうと思いますけれども、そんなことを阿波踊りを通じてPRしてほしいなということを要望しておきたいと思います。

次に、振り込め詐欺についてお聞きします。先日、NHKを見ておりますと、劇場型の振り込め詐欺を特集しておりました。うまいことを言って振り込ませるだけではなくて、被害者の家まで行って現金を受け取るというようなことが、最近増えてきたそうです。

現在、全国の振り込め詐欺の被害額は、報道によりますと211億円ということで、右肩上がり伸びております。県内でも3億7,000万円。どこにそんなお金があって、どこにそんな上手いこと言うて騙されて出すんかいなと思うくらいのことが現実に行われて、1件当たりの金額も常識では考えられぬ金額になっておるようでございます。そしてその被害者の大部分がいわゆる高齢者です。どうにか防いでほしい、防ぐ方法がないのかとつくづく思います。

この振り込め詐欺に絡んで、最近は送りつけ商法というのがございます。いろいろな商品を送りつけて電話をかけて、代金を支払うよう要求する。「送ってあるけん、これ払ってよ。」というような生易しいものではないようでございます。

そこで、県内での送りつけ商法の発生状況と現状を、把握しておるだけで結構ですんで、お伺いをいたします。

小倉生活安全部長

送りつけ商法の被害状況等についての御質問でございますが、委員から御質問がございましたとおり、最近、特に高齢者に対しまして、注文を受けていないにもかかわらず、注文を受けた等と言って、健康食品を一方的に送り付けて購入させようとする手口の、送りつけ商法にかかります相談が急増しております。本年は8月末までに、すでに179件に上っております。昨年は1年間で22件の相談件数でございましたので、急増している状況でございます。また、179件の相談のうち、9件はすでに代金を支払っております。違反事実が濃厚な3件につきまして、現在捜査中でございます。以上でございます。

喜多委員

なかなか巧妙な手口というか、簡単に送ってきてそれを払い込んでよってということだけでないと思うんですけども、送りつけ商法が発生する理由や原因、また、先ほどもありましたが、どんな手口なのかお尋ねをいたします。

小倉生活安全部長

送りつけ商法の手口の概要、また被害にかかる理由等についての御質問でございますが、まず、手口につきましては、主として高齢者を狙って電話をかけまして、貴方から注文のあった健康食品を明日送ります等と告げまして、消費者が頼んでいないと断っても、確かに何月に電話で注文を受けている、また、貴方の名前や住所を知っていることが注文を受けた証拠だ。また、お客さんの注文を受けてから貴方のために製造しているのでキャンセルは出来ない等と事実でないことを告げたり、また、威圧的な口調で威迫困惑させて、商品を代引きで送り付けていると、こういった手口でございます。被害に至る理由につきま

しては、消費者が、勧誘に根負けしたり、相手の威圧的な口調に困惑したり、さらには、家族の誰かが頼んだのかかもしれないと思わせることによって、被害が発生しているものと考えております。なお、この手口の送り付け商法は、特定商取引に関する法律、この法律に違反しておりまして、電話勧誘販売におけます禁止行為の不実の告知、また、威迫困惑にあたります。罰則は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科するという事となっております。以上でございます。

喜多委員

去年に比べて、22件から179件ということで、全国的な傾向を見ても、これからさらに増える可能性があるのではないかなと思っております。是非とも対策を立ててほしいなと思いますけれども、そのひとつとして、送り付け商法をしている悪徳業者の公表をしたらどうかと思うんですけれども、どんなんですか。業者名を公表することによって注意が喚起できるし、県民も気をつけるということになるかと思うんですが。

小倉生活安全部長

業者名の公表についての御質問でございますが、警察への相談の段階では、業者名や違反事実の特定が十分に出来ておりませんので、警察から相談の段階で公表することはしておりませんが、業者を特定商取引法等の法令違反で検挙した際には、事件検挙広報として、業者名等を公表する場合がございます。また、このほか、電話勧誘販売におきまして、業者が違反をした場合には、特定商取引に関する法律に基づきまして、国の主務大臣が業務停止を命ずることが出来、業務停止を命じたときは、業者名等を公表しているものと承知いたしております。以上でございます。

喜多委員

途中ではなかなか出来にくいと思います。法令違反で検挙した場合と、国のほうで何かした場合は公表できるということです。業者名を公表することによって、送り付け商法の被害もだいぶ少なくなるんじゃないかかなと思います。振り込め詐欺と併せて、送り付け商法についてもしっかりと広報していただきたいなと思っております。

もう一つお尋ねをいたします。無免許運転の罰則が強化されたことによる、今度の補正予算ということを聞いておりますけれども、その改正概要についてお尋ねをいたします。

広瀬交通部長

改正道交法は、本年6月14日に公布され、その中で無免許運転関係については、公布後半年以内に施行される予定であります。改正内容につきましては、無免許運転の罰則が引き上げられたことと、無免許運転のほう助行為を禁止する条項が新たに設けられたことであります。この改正につきましては、昨年、京都府で発生した無免許運転の少年が起こした児童等多数死傷事故等で、事故遺族から無免許運転等の厳罰化を望む要望があったこと

から改正するに至ったものであります。無免許運転の罰則につきましては、これまで、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金であったものが、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となりました。また、新設されました無免許運転のほう助行為につきましては、無免許運転をするおそれがある者に車を貸し与えるなどの行為が禁止され、それに違反すれば、無免許運転者と同様の罰則が適用されます。また、無免許運転と判った上で、その者に自己を運送することを要求、依頼して同乗する行為が禁止され、それに違反すれば、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金が適用されるというような改正内容でございます。

喜多委員

今も話にありましたけれども、無免許運転の少年が運転する車が、京都府亀岡市で通学途中の列に突っ込んで、多数の死傷者を出しました。安全運転以前の問題でないんかいなと思っております。県内でも、無免許運転に絡む交通事故の発生状況とか検挙状況があったらお尋ねをいたします。

広瀬交通部長

無免許運転に絡む事故は、昨年中は17件発生しております。内容は、死者1人、傷者22人でありました。本年につきましては、8月末現在で6件発生し、全て軽傷事故であります。検挙件数につきましては、本年8月末現在で114件検挙し、うち15人を逮捕しております。以上のような状況でございます。

喜多委員

8月までに114件検挙して、15人逮捕ということですが、隠れた無免許運転の人がたくさんいるのではという気がいたします。検挙されたり、判っただけでこれだけいるんですから。今後は、徳島県は無免許運転ゼロになってほしいなと思っております。今後、無免許運転の取り締まりをどうするか、なかなか難しいですけども、お尋ねをいたします。

広瀬交通部長

無免許運転は飲酒運転と違いまして、飲食店での飲酒とか、そういうような外見的なものが乏しいので、非常に困難ではございます。したがって、予防という意味で、徹底した広報と、取締り面では街頭における検問、職務質問による取締り、これが重要と考えております。具体的には、広報面では、無免許運転の罰則が引き上げられたことにつきまして、高校や事業所に対する各種講習会を活用して広報するほか、広報用リーフレットの配付、また、交番駐在所のミニ広報紙の配布を行いたいと思っております。また、運転免許の取消しとか停止処分を執行する際、講習を実施いたしますが、その際、被処分者にもその点教示したいと考えております。そのほか、交通安全機関、団体と連携して各種機関紙への登載、交通安全団体員による口コミ広報を行いまして、そのほか、マスメディアの協力も得まして、罰則引き上げ効果による違反の根絶を図っていききたいと思っております。取締

り面では、先ほど申しましたけれども、検問、特に夜間におけるミニ検問の実施し、不審な動きをする車両に対する積極的な職務質問など、街頭における活動を強化し、根絶を図っていきたいと考えております。以上であります。

喜多委員

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金であったものが、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということで、罰則が強化されていることもしっかりとPRしていただいて、無免許運転をなくす運動をこれからも続けてほしいなあと思います。

あと一つ。質問ではございませんけれども、将来の仕事、職業は何がいいかっていうことで、男子では、全回6位だった、警察官、検事が21年ぶりに2位でした。女子では、去年の17位から今年は8位ということで、初めてベスト10に入ったそうです。

（「テレビの影響じゃ。」という者あり）

それもある。テレビの影響もある、いろいろ理由があろうと思いますけれども、やはり困った人を助ける、そして東日本の大震災の時も、自分の命がなくなる可能性もあるのに被災地へ行く。テレビ報道とかを見ても、やっぱり警察官ってすごいなあ、生活する上でなくてはならない、ええ職業だなあと思います。何か不祥事があったらまたガタッと落ちる可能性もありますので、是非とも上がりっぱなしで、出来たら次は1位になるように。ちなみに男子の1位はサッカー選手、女子は毎年1位は食べ物屋さんだそうです。警察の人のありがたさ、警察の必要性、これがなかったら平和は守れません。子どもの目は正解だと思います。これからもベスト1を目指して、皆さん協力して頑張ってもらいたいなあということをお願いして終わります。

藤田元治委員長

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

なければ、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りをいたします。ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり。）

御異議なしと認めます。よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第12号

これより請願の審査を行います。
お手元に御配付しております、請願文書表を御覧ください。
請願第46号「阿波警察署の存続について」を審査いたします。
本件について理事者の説明を求めます。

児嶋警察本部長

警察署の統合について説明をいたします。県警察においては、平成16年に策定した、警察署及び交番、駐在所の配置と管轄区域の見直し計画に基づきまして、来春26年4月を目途に、吉野川、阿波、美馬、つるぎの4署を2署に統合することとしており、現在、関係自治体の首長、議会議員をはじめ、地元住民の方々に対し、警察署統合の目的や効果について御説明し、御理解を求めているところであります。統合する阿波、つるぎ警察署管内の治安対策につきましましては、現在の駐在所をそのまま維持するほか、それぞれの庁舎を分庁舎として、パトカー乗務員などの警察官を配置し、事件事故に対応してまいります。また、運転免許更新や各種相談についても、分庁舎においてこれまで同様、実施することとしており、行政サービスにつきましても、低下することのないよう配意してまいります。警察署の統合目的は、警察署の組織体制を強化し、管内の治安の維持、向上を図ることにあります。すなわち、事件や事故の発生時、あるいは、発生が予測される場合に、これまでよりも多くの警察官を集中的かつ機動的に運用することが可能になり、早期解決、未然防止を図ることが出来るといった点や、本署の体制が強化されることによって、駐在所の不在状況の解消にも繋がるなど、大きな効果があるものと考えております。県警察におきましては、今後の治安情勢に鑑みて、この計画は、これ以上、先送りのできない課題であると認識しております。以上が意見です。

藤田元治委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。
本件はいかがいたしましょうか。
（「採択」と言う者あり）
それでは、本件については、採択すべきものと決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
御異議なしと認めます。
よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。
以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）
請願第46号

これをもって、公安委員会関係の審査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（12時18分）